

EMS-029-2J(22)

作成：2009年9月1日

改訂1：2010年2月1日

改訂2：2010年4月20日

改訂3：2010年6月20日

改訂4：2010年10月1日

改訂5：2010年11月20日

改訂6：2011年1月20日

改訂7：2011年6月30日

改訂8：2012年1月15日

改訂9：2012年9月3日

改訂10：2013年6月5日

改訂11：2016年7月15日

改訂12：2016年11月4日

改訂13：2017年7月1日

改訂14：2018年8月1日

改訂15：2019年7月31日

改訂16：2019年12月20日

改訂17：2021年7月1日

改訂17a：2021年11月1日

改訂18：2022年5月6日

改訂19：2023年9月8日

改訂20：2025年9月15日

改訂21：2026年8月10日

禁止及び管理化学物質ガイドライン

第22版

アイホン株式会社
品質保証第三課

改訂記録

No.	日付	改訂理由	主な改訂内容
1	2010 年 2 月 1 日	- 指令 76/769/EEC の廃止 - 規則(EC)No.1907/2006(REACH 規則) Annex X VIIの改訂と Candidate List 対象物質の追加 - 化審法の改訂 - JIG の改訂	- 表記を 76/769/EEC から REACH 規則 Annex X VIIに変更及び制限の状態の追加 - 禁止物質及び管理物質の変更と追加 - 対象関連法規の変更 - 状況報告書の変更
2	2010 年 4 月 20 日	- 第 2 次広報 Candidate List 対象物質の追加 - RoHS にて LED について除外が追加。	- 第 2 次広報物質保留分が追加された。 - LED に含まれるカドミウムに関する除外規定が追加された。
3	2010 年 6 月 20 日	- 第 3 次広報 Candidate List 対象物質の追加 - 第 2 次広報分における物質の漏れを追加 - 状況報告書の記入変更	- 第 3 次広報の 8 物質追加 - 重クロム酸ナトリウム・2 水和物の追加 - 状況報告書の記入方法変更と徹底
4	2010 年 10 月 1 日	JAMP A I S の導入する事により、高懸念状況報告書を廃止する。	4 項の調査方法を変更と 5 項の調査内容を A I S 入力注意点と変更し内容を変更する。
5	2010 年 11 月 20 日	- RoHS 適用除外の番号と整合を取る。 - RoHS 適用除外が公布された。	- RoHS 適用除外の番号を変更 2010 年 9 月 24 日 2010/571/EU が公布された適用除外の変更。
6	2011 年 1 月 20 日	第 4 次広報 Candidate List 対象物質の追加	第 4 次広報の 8 物質追加
7	2011 年 6 月 30 日	第 5 次広報 Candidate List 対象物質の追加	第 5 次広報の 7 物質追加
8	2012 年 1 月 15 日	- 改正 RoHS 指令が施行された - 第 6 次広報 Candidate List 対象物質の追加 - RoHS 適用除外の追加 - ジブチルスズ化合物/ジオクチルスズ化合物が 2011 年 1 月 1 日より使用禁止となる為 - ジメチルフマレートの追加	2011 年 7 月 1 日 RoHS 指令改正 - 第 6 次広報の 20 物質追加 2011 年 9 月 10 日 RoHS 適用除外の 2 目追加 - ジブチルスズ化合物/ジオクチルスズ化合物を使用禁止に追加する。 - ジメチルフマレートの追加
9	2012 年 9 月 3 日	- ジブチルスズ化合物/ジオクチルスズ化合物に関する説明不足の追記 - 禁止対象物質の含有許容範囲に対する見解の変更 - 第 7 次広報 Candidate List 対象物質の追加	- ジブチルスズ化合物/ジオクチルスズ化合物の閾値及び適用除外内容追記。 - 禁止対象物質の閾値に対する許容範囲を閾値「以下」から閾値「未満」に変更 - 第 7 次広報の 13 物質追加
10	2013 年 6 月 5 日	第 8 次広報 Candidate List 対象物質の追加	第 8 次広報の 54 物質追加
11	2016 年 7 月 15 日	REACH 規則の Candidate List の化学物質と同じ記載している	Candidate List を削除
12	2016 年 11 月 4 日	- RoHS 禁止物質追加対応 - RoHS 適用除外の更新	- 禁止物質フタル酸類 4 種追加 - RoHS 適用除外一覧表の改訂
13	2017 年 7 月 1 日	誤記訂正	- 禁止物質 9 の英字略称の訂正 - 指令、法規類名称の訂正
14	2018 年 8 月 1 日	- 含有化学物質情報伝達スキームの変更 - RoHS 適用除外の更新	「A I S」→「chemSHERPA」へ変更 - RoHS 適用除外一覧表の改訂

No.	日付	改訂理由	主な改訂内容
15	2019 年 7 月 31 日	・RoHS 適用除外の更新 ・インターホン機器以外の RoHS のカテゴリへの対応 ・ストックホルム条約の追加物質への対応	・RoHS 適用除外一覧表の改訂 ・禁止物質一覧表の改訂
16	2019 年 12 月 20 日	・PFOA について、半導体製造装置など、期限付きで適用が除外されている項目では現在も使用されており、「意図的添加を禁止」への対応が困難	・禁止物質の表の 34. 「ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及び PFOA 関連物質」の閾値の欄について、「意図的添加を禁止」から、REACH の規制値に修正
17	2021 年 7 月 1 日	・TSCA PBT5 物質への対応	・禁止物質の表への TSCA PBT5 物質の追加 ・RoHS 適用除外の表において、有効期限を迎えた項目について「期限切れ」と明記
17a	2021 年 11 月 1 日	誤記訂正	6. 2) No. 35～39 「閾値」の欄 誤：「意図的転嫁」 → 正：「意図的添加」
18	2022 年 5 月 6 日	・RoHS 適用除外の更新	RoHS 適用除外一覧表の改訂
19	2023 年 9 月 8 日	・RoHS 適用除外の更新	RoHS 適用除外一覧表の改訂
20	2025 年 9 月 15 日	・RoHS 適用除外の更新 ・ストックホルム条約の追加物質への対応	・RoHS 適用除外一覧表の改訂 ・禁止物質一覧表の改訂
21	2026 年 8 月 10 日	・RoHS 適用除外の更新 ・ストックホルム条約の追加物質への対応	・RoHS 適用除外一覧表の改訂 ・禁止物質一覧表の改訂

1. 目的

本ガイドラインは、「環境対応部品の管理基準」の対象となる化学物質と、これに係る調査方法について作成する。

アイホングループは、環境に配慮した製品を造るため、使用する部品、材料などに含有する化学物質に対し、使用禁止及び管理基準を設け、有害化学物質の管理を行い、法律順守と人の健康保護、環境の健全な再生、及び環境配慮設計を推進する。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、アイホングループが調達する部品、材料、及び梱包材料など、製品を生産するに必要な対象すべてに適用する。

3. 調査対象

禁止物質及び管理物質とする。これらについては、「6. 禁止物質」および「7. 管理物質」の項で述べる。

4. 調査方法

1) 新規部品採用時のみ

- ・新規採用の部品においては、『使用禁止物資の状況報告書』の提出を行う。
R o H S 指令の適用除外については、除外番号を記入する。
- ・納入仕様書及び初物検収票提出時に R o H S 適合宣言書の提出を行う。

2) 「chemSHERPA」での調査

- ・製品含有化学物質 情報伝達スキーム chemSHERPA の説明資料を参考にして化学物質を入力する。
※最新版を下記 URL から入手し報告をする。

説明資料：<https://cmp-consortium.com/chemsherpa/aboutchemsherpa/description>

ツール：<https://cmp-consortium.com/chemsherpa/tool>

3) 環境情報システムへの登録

- ・弊社、環境情報システムに登録している場合は、chemSHERPA 形式の該当データをシステムに登録する。
環境情報システムに登録していない場合は、chemSHERPA 形式のデータを弊社、依頼担当へメールで送付する。

5. chemSHERPA での入力注意点

- 1) R o H S 指令は、含有物質が適用除外用途に該当する場合は、『用途コード』を記載する。
※用途コードについては chemSHERPA よりダウンロードした「chemSHERPA 用途リスト」を参照する。
- 2) R E A C H A n n e x X V I I の用途による制限など補足事項がある場合は、コメント欄に記載する。

6. 禁止物質

1) 禁止物質とは

- ・対象は基本的に JIG、REACH 規則 Annex X VII、化審法等から当社で対象と判断した化学物質。
- ・対象には、含有禁止と生産工程での使用禁止を含む。
- ・対象には、一部条件付（閾値、除外用途など）を含む。

注) 本リストに掲載されていない物質でも、法、条約、条令、業界指針などで規定されている場合は、それらも順守すること。

2) 対象物質

No.	物質名		閾値	適用法規例
1	カドミウム及びその化合物 Cadmium and Cadmium Compounds	※1	均質材料で 100ppm	RoHS 指令 REACH 規則 Annex XVII 包装・包装廃棄規則 (Regulation (EU)/2025/40)
2	六価クロム化合物 Hexavalent Chromium Compounds	※1	均質材料で 1,000ppm	
3	鉛及びその化合物 Lead and Lead Compounds	※1 ※2		
4	水銀及びその化合物 Mercury and Mercury Compounds	※1		
5	ポリ臭化ビフェニール類 (PBB 類) Polybrominated Biphenyls (PBBs)			
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類) Polybrominated Diphenyls Ethers (PBDEs)			
7	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP) Bis(2-ethylhexyl) phthalate (DEHP)	※7		
8	フタル酸ブチルベンジル (BBP) Butyl benzyl phthalate (BBP)			
9	フタル酸ジブチル (DBP) Dibutyl phthalate (DBP)			
10	フタル酸ジイソブチル (DIBP) Diisobutyl phthalate (DIBP)			
11	ビス (トリプルスズ) =オキシンド Tributyl Tin Oxide (TBTO)		意図的添加を 禁止	化審法 (第 1 種特定) REACH 規則 Annex XVII
12	トリプルスズ類 (TBT 類)、 トリフェニルスズ類 (TPT 類) Tributyl Tins & Triphenyl Tins			化審法 (第 2 種特定) REACH 規則 Annex XVII
13	ポリ塩化ビフェニール類 (PCB 類) Polyblominated Biphenyls (PCB 類)			化審法 (第 1 種特定) REACH 規則 Annex XVII ストックホルム条約 Annex A
14	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 3 以上) Polychloronaphthalenes (Cl≥3)			化審法 (第 1 種特定) ストックホルム条約 Annex A
15	短鎖型塩化パラフィン (C10～C13) Short Chain Chlorinated Paraffins			化審法 (第 1 種特定) REACH 規則 Annex XVII ストックホルム条約 Annex A
16	アスベスト類 Asbestos			安衛法、大防法 REACH 規則 Annex XVII
17	アゾ染料・顔料 Azo Colorants	※3		家庭用品規制法 REACH 規則 Annex XVII
18	放射性物質 Radioactive Substances			原子炉等規制法
19	オゾン層破壊物質 Ozone Depleting Substances			モントリオール議定書、 オゾン層の保護に関する法律
20	PFOS とその塩 Perfluorooctane sulfonates,and its solt			化審法 (第 1 種特定) REACH 規則 Annex XVII ストックホルム条約 Annex A
21	PFOSF Perfluorooctane sulfonyl fluoride			化審法 (第 1 種特定) ストックホルム条約 Annex B
22	ヘキサブロモビフェニル (HBB) Hexabromobiphenyl			化審法 (第 1 種特定) ストックホルム条約 Annex A
23	テトラブロモジフェニルエーテル Tetrabromodiphenyl ether			
24	ペンタブロモジフェニルエーテル Pentabromodiphenyl ether			
25	ヘキサブロモジフェニルエーテル Hexabromodiphenyl ether			
26	ヘプタブロモジフェニルエーテル Heptabromodiphenyl ether			
27	フェノール、2-(2H・ベンゾトリアゾール・2-yl)-4,6・ ビス(1,1・ジメチルエチル) (CAS No. 3846-71-7) Phenol, 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-bis(1,1-dimethlethyl)-			化審法 (第 1 種特定) REACH 規則 Annex XIV

No.	物質名		閾値	適用法規例
28	ポリ塩化テルフェニル類 (PCTs) Polychlorinated terphenyls (PCTs)		意図的添加を 禁止	化審法 (第 1 種特定) REACH 規則 Annex XVII
29	ニッケル Nickel (直接かつ長時間人肌に接触する用途の場合のみ禁止)			REACH 規則 Annex XVII
30	ジブチルスズ化合物 Dibutyltin compounds (DBT)	※4	スズ換算 1,000ppm	
31	ジオクチルスズ化合物 Diocetyl tin compounds (DOT)	※5		
32	ジメチルフマレート Dimethylfumarate (DMF)	※6	0.1ppm	
33	ジコホル Dicofol		意図的添加を 禁止	ストックホルム条約 Annex A
34	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び PFOA 関連物質 Perfluorooctanoic acid (PFOA), its salts and PFOA-related compounds		PFOAとその塩 25ppb未満 PFOA関連物質 1,000ppb未満	
35	デカブロモジフェニルエーテル Decabromodiphenyl ether (DecaBDE)		意図的添加を 禁止	化審法 (第 1 種特定) ストックホルム条約 Annex A TSCA 第 6 条(h)
36	リン酸トリアリールイソプロピル化物 Phenol, isopropylated phosphate(3:1) (PIP(3:1))			TSCA 第 6 条(h)
37	2, 4, 6-トリ-tert-ブチルフェノール 2,4,6-Tris(tert-butyl)phenol (2,4,6-TTBP)			化審法 (第 1 種特定) REACH 規則 Annex XVII TSCA 第 6 条(h)
38	ペルクロロブタ-1, 3-ジエン Hexachlorobutadiene (HCBD)			化審法 (第 1 種特定) ストックホルム条約 Annex A ストックホルム条約 Annex C REACH 規則 Annex XVII TSCA 第 6 条(h)
39	ペンタクロロベンゼンチオール Pentachlorothiophenol (PCTP)			TSCA 第 6 条(h)
40	デクロランプラス Dechlorane Plus		意図的添加を 禁止	化審法 (第 1 種特定) ストックホルム条約 Annex A
41	UV-328 UV-328			
42	ペルフルオロヘキサンスルホン酸及びその塩 Perfluorohexane sulfonic acid(PFHxS), its salts	※8	意図的添加を 禁止	化審法 (第 1 種特定) ストックホルム条約 Annex A
43	ペルフルオロヘキサンスルホン酸関連物質 Perfluorohexane sulfonic acid(PFHxS) -related substances	※9	意図的添加を 禁止	化審法 (第 1 種特定) ストックホルム条約 Annex A
44	長鎖ペルフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) Long-chain perfluorocarboxylic acids	※9	意図的添加を 禁止	ストックホルム条約 Annex A
45	中鎖塩素化パラフィン (MCCP) Medium Chain Chlorinated Paraffins	※9	意図的添加を 禁止	ストックホルム条約 Annex A

※1: Regulation (EU)/2025/40 により、梱包材料・梱包部品は対象の 4 物質群の総重量が 100ppm を超えないこと。

※2: プロポジション 65 により、熱硬化性樹脂又は熱可塑性樹脂で被膜された電線・ケーブル又はコードにおいては表層被膜の 300ppm を超えないこと。

※3：特定アミンを形成するアゾ染料・顔料で、対象用途は直接かつ長時間、皮膚に接触する部位に限定。特定アミンは、下記 22 の芳香族アミン化合物。

No.	物質名	CASNo.
1	4-アミノビフェニル biphenyl-4-ylamine	92-67-1
2	ベンジジン Benzidine	92-87-5
3	4-クロロ-2-メチルアニリン 4-chloro-o-toluidine	95-69-2
4	2-ナフチルアミン 2-naphthylamine	91-59-8
5	o-アミノアゾトルエン o-aminoazotoluene	97-56-3
6	5-ニトロ-o-トルイジン 5-nitro-o-toluidine	99-55-8
7	p-クロロアニリン 4-chloroaniline	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール 4-methoxy-m-phenylenediamine	615-05-4
9	4,4'-メチレンジアニリン 4,4'-methylenedianiline	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン 3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン 3,3'-dimethoxybenzidine	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン 3,3'-dimethylbenzidine	119-93-7
13	4,4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン 4,4'-methylenedi-o-toluidine	838-88-0
14	6-メトキシ-m-トルイジン 6-methoxy-m-toluidine	120-71-8
15	4,4'-メチレン-ビス(2-クロロアニリン) 4,4'-methylene-bis(2-chloroaniline)	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン 4,4'-oxydianiline	101-80-4
17	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド 4,4'-thiodianiline	139-65-1
18	o-トルイジン o-toluidine	95-53-4
19	4-メチル-m-フェニレンジアミン 4-methyl-m-phenylenediamine	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン 2,4,5-trimethylaniline	137-17-7
21	o-アニシジン o-anisidine	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン 4-amino azobenzene	60-09-3

※4：ジブチルスズ化合物 Dibutyltin compounds (DBT)

(a)調剤、成形品及びその一部にスズ換算で 0.1 重量% (1000ppm) 以上含有する一般向け調剤、成形品を使用してはならない。

※5：ジオクチルスズ化合物 Dioctyltin compounds (DOT)

(a)成形品及びその一部にスズ換算で 0.1 重量% (1000ppm) 以上の DOT を含有する一般向けの下記品に使用してはならない

- ・肌に触れる服飾品
- ・グローブ
- ・肌に触れる靴や靴下 類
- ・壁や床材
- ・子供用用品
- ・女性用衛生用品
- ・おむつ
- ・剤型室温加硫鋳型キット (RTV-2)

※6：意図的使用禁止かつ 0.1ppm 未満であること。

※7：2018 年 4 月 1 日以降全ての材料・部品に適用。

※8：(42)PFHxS (355-46-4) の「その塩」、「異性体」の一例を示す。これらも規制対象である。

	CAS 番号
PFHxS の塩の例	3871-99-6、55120-77-9、68259-08-5、70225-16-0、82382-12-5
PFHxS の異性体の塩の例	68391-09-3
PFHxS の異性体の例	93572-72-6

※9：(43)PFHxS 関連物質、(44)LC-PFCA、(45)MCCP については複数の種類が存在するため、当社で禁止対象として特定している物質を、別途付表 EMS-029-3「禁止物質リスト」に掲載する。

7. 管理物質

1) 管理物質とは

- ・対象は、基本的に欧州 REACH 規則 ((EC)No1907/2006) の Candidate List に収載された SVHC。

2) 対象物質閾値

- ・1,000ppm (アークティクル重量比)

参考：欧州化学品庁 Web サイト <http://echa.europa.eu/web/guest/home>

8. 関連法規

1) 2011/65/EU「改正 RoHS 指令 (RoHS (II))」、(EU)2015/863「付属書 II を改正する欧州委員会委任指令」

- ・電気・電子機器に含まれる特定の有害物質の使用制限に関する欧州指令
- ・対象物質：鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE、DEHP、BBP、DBP、DIBP
- ・閾値：カドミウムは 100ppm、その他 5 物質は 1,000ppm(均質物質あたり重量比)
- ・RoHS 指令(2011/65/EU)が適用される電気・電子機器：付属書 I

RoHS 指令が適用される電気・電子機器は付属書 I に掲載されている 11 種類のカテゴリに分類されている。このうち、カテゴリ 8 及び 9 についてはそれぞれ更に 2 種類に細分化されている。カテゴリの違いにより、後述の適用除外の有効期限などが異なる。RoHS 指令(2011/65/EU)の付属書 I に規定されているカテゴリの種類を下表に示すが、欧州への商品展開を想定した場合、製品の種類によって該当のカテゴリが異なるため、適用除外の有効期限等の取り扱いに注意が必要である。

カテゴリ	電気電子製品の種類	当社の該当製品	RoHS (II) (2011/65/EU) の適用開始時期
1	大型家庭用電気製品		2013 年 1 月 3 日より
2	小型家庭用電気製品		
3	IT およびテレコミュニケーション機器	インターホン機器	
4	消費者向け機器		
5	照明機器		
6	電気電子式ツール		
7	玩具、レジャー及びスポーツ機器		
8	体外診断用医療機器		2016 年 7 月 22 日より
	上記以外の医療機器	ナースコール機器	2014 年 7 月 22 日より
9	産業用監視及び制御機器		2017 年 7 月 22 日より
	上記以外の監視及び制御機器	電気錠コントローラ	2014 年 7 月 22 日より
10	自動販売機		2013 年 1 月 3 日より
11	上記カテゴリに入らないその他の電気電子機器	ケーブル	2019 年 7 月 22 日より

・適用除外：付属書Ⅲ

適用除外の有効期限には大きく分けて、①カテゴリ 1～7、10、②カテゴリ 8 の体外診断用以外の医療機器及びカテゴリ 9 の産業用以外の監視及び制御機器、③カテゴリ 8 のうち体外診断用医療機器及びカテゴリ 9 の産業用監視及び制御機器、④その他の電気電子機器の 4 種類に分類されるが、当社では③に該当する機器の製造・販売をしていないため、以下の表では③を除いたカテゴリの機器について掲載する。

物質	No.	除外される化学物質とその用途および上限量	範囲及び有効期限		
			①カテゴリ1～7、10 ・インターホン機器 (Cat. 3)	②カテゴリ8、9 (産業用・診断用以外) ・ナースコール機器 (Cat. 8) ・電気錠コントローラ (Cat. 9)	④カテゴリ 11 ・ケーブル単品
水銀	片口金蛍光ランプに含まれる、1 灯あたり以下の量を超えない水銀				
	1(a)	30W 未満の一般照明用途：2.5mg	期限切れ(有効期限：2023年2月24日まで)		
	1(b)	30W 以上50W 未満の一般照明用途：2.5mg	期限切れ(有効期限：2023年2月24日まで)		
	1(c)	50W 以上150W 未満の一般照明用途：5mg	期限切れ(有効期限：2023年2月24日まで)		
	1(d)	150W 以上の一般照明用途：15mg	期限切れ(有効期限：2023年2月24日まで)		
	1(e)	環形あるいは四角形で直径17mm以下の一般照明用途：7mg	期限切れ(有効期限：2023年2月24日まで)		
	1(f)-Ⅰ	主として紫外線スペクトルの光を放つように設計されたランプ：5mg	カテゴリ 5 のみが対象、2027年2月24日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	1(f)-Ⅱ	特殊用途：5mg	期限切れ(有効期限：2025年2月24日まで)		
	1(g)	20000時間以上の寿命を有する一般照明用途30W未満：2.5mg	期限切れ(有効期限：2023年8月24日まで)		
	一般用両口金直管蛍光ランプに含まれる、1 灯あたり以下の量を超えない水銀				
	2(a) (1)	通常寿命 3 波長型で直径9mm未満 (T2 サイズなど)：4mg	期限切れ(有効期限：2023年2月24日まで)		
	2(a) (2)	通常寿命 3 波長型で直径9mm以上17mm以下 (T5 サイズなど)：3mg	期限切れ(有効期限：2023年2月24日まで)		
	2(a) (3)	通常寿命 3 波長型で直径17mm超28mm以下 (T8 サイズなど)：3.5mg	期限切れ(有効期限：2023年2月24日まで)		
	2(a) (4)	通常寿命 3 波長型直径28mm超 (T12 サイズなど)：2.5mg	期限切れ(有効期限：2023年2月24日まで)		
	2(a) (5)	長寿命 (25000 時間以上) 3 波長型：5mg	期限切れ(有効期限：2023年2月24日まで)		
	他の蛍光ランプに含まれる、1 灯あたり以下の量を超えない水銀				
	2(b) (1)	ランプ径28mm超の直管でないハロゲン・蛍光体蛍光ランプ (T10及びT12)：10mg	期限切れ(有効期限：2012年4月13日まで)		
	2(b) (2)	直管でないハロゲン・蛍光体蛍光ランプ (すべてのサイズ)：15mg	期限切れ(有効期限：2016年4月13日まで)		
	2(b) (3)	直管でない 3 波長型蛍光ランプで直径17mmを超えるもの (T9 サイズなど)：15mg10mg	期限切れ(有効期限：2025年2月24日まで)		
	2(b) (4)	他の低圧放電ランプに含まれる水銀：1 灯あたり15mg	—		
	2(b) (4)-Ⅰ	その他の一般照明及び特殊目的のためのランプ(例 電磁誘導灯)：15mg	カテゴリ 5 のみが対象、2025年2月24日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	2(b) (4)-Ⅱ	紫外線スペクトルの光を主として放つランプ：15mg	カテゴリ 5 のみが対象、2027年2月24日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	2(b) (4)-Ⅲ	非常灯：15mg	カテゴリ 5 のみが対象、2027年2月24日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	冷陰極蛍光ランプ(CCFL) および外部電極蛍光ランプ(EEFL)に含まれる、1 灯あたり以下の量を超えない水銀				
	3(a)	短いもの (長さ500mm以下)：3.5mg	期限切れ(有効期限：2025年2月24日まで)		
	3(b)	中間の長さのもの (500mmを超えて1500mm以下)：5mg	期限切れ(有効期限：2025年2月24日まで)		
	3(c)	長いもの (1500mmを超える)：12mg	期限切れ(有効期限：2025年2月24日まで)		

物質	No.	除外される化学物質とその用途および上限量	範囲及び有効期限		
			①カテゴリ1～7、10 ・インターホン機器 (Cat. 3)	②カテゴリ8、9 (産業用・診断用以外) ・ナースコール機器 (Cat. 8) ・電気錠コントローラ (Cat. 9)	④カテゴリ 11 ・ケーブル
水銀	4(a)	他の低圧放電ランプに含まれる水銀：1灯あたり15mg	期限切れ(有効期限：2023年2月24日まで)		
	4(a)-I	その適用がランプスペクトル出力の主要範囲が紫外線スペクトルにあることを要求する、蛍光塗布されていない低圧放電管ランプにおける水銀：ランプ当たりの水銀15mg	カテゴリ 5 のみが対象、2027年2月24日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	演色指数80を超える一般照明用途の高圧ナトリウム(蒸気)ランプに含まれる、1灯あたり以下の量を超えない水銀				
	4(b)	105W以下：16mg	カテゴリ 5 のみが対象、2027年2月22日まで		
	演色指数60を超える一般照明用途の高圧ナトリウム(蒸気)ランプに含まれる、1灯あたり以下の量を超えない水銀				
	4(b)-I	155W以下：30mg	期限切れ(有効期限：2023年2月24日まで)		
	4(b)-II	155Wを超えて405W以下：40mg	期限切れ(有効期限：2023年2月24日まで)		
	4(b)-III	405Wを超えるもの：40mg	期限切れ(有効期限：2023年2月24日まで)		
	その他の一般照明用途の高圧ナトリウム(蒸気)ランプに含まれる、1灯あたり以下の量を超えない水銀				
	4(c)-I	155W以下：20mg	カテゴリ 5 のみが対象、2027年2月24日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	4(c)-II	155Wを超えて405W以下：25mg	カテゴリ 5 のみが対象、2027年2月24日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	4(c)-III	405Wを超えるもの：25mg	カテゴリ 5 のみが対象、2027年2月24日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	4(d)	高圧水銀(蒸気)ランプに含まれる水銀	期限切れ(有効期限：2015年4月13日まで)		
	4(e)	メタルハライドランプ(MH)に含まれる水銀	カテゴリ 5 のみが対象、2027年2月22日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	4(f)-I	本付属書で言及しないその他の特殊用途放電ランプに含まれる水銀	カテゴリ 5 のみが対象、2025年2月24日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	4(f)-II	2000ルーメンANSI以上の出力が要求されるプロジェクターで使用される高圧水銀蒸気ランプにおける水銀	カテゴリ 5 のみが対象、2027年2月24日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	4(f)-III	園芸照明に使用される高圧水銀蒸気ランプにおける水銀	カテゴリ 5 のみが対象、2027年2月24日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	4(f)-IV	紫外線スペクトルの光を放つランプにおける水銀	カテゴリ 5 のみが対象、2027年2月24日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	4(g)	標識、装飾用または建築用かつ専門家用照明および光美術品に使用される手工芸的放電灯中の水銀、この場合、水銀含有量は次の通り制限されなければならない。 (a)20℃未満の温度にさらされる屋内用途において、電極1対当たり20mgに管長1cmあたり0.3mgを加算、ただし80mgを超えない。 (b)その他全ての屋内用途において、電極1局当たり15mgに管長1cmあたり0.24mgを加算、ただし80mgを超えない。	期限切れ(有効期限：2018年12月31日まで)		
	36	DCプラズマディスプレイの陰極スパッタリング抑制剤として用いられる、1台あたり30mg以下の水銀	期限切れ(有効期限：2010年7月1日まで)		

物質	No.	除外される化学物質とその用途および上限量	範囲及び有効期限		
			①カテゴリ1～7、10 ・インターホン機器 (Cat. 3)	②カテゴリ8、9 (産業用・診断用以外) ・ナースコール機器 (Cat. 8) ・電気錠コントローラ (Cat. 9)	④カテゴリ11 ・ケーブル
カドミウム	8(a)	一括投入混練コンパウンドペレット成型したサーマルカットオフに含まれるカドミウムとその化合物	期限切れ(有効期限2012年1月1日まで)。		
	8(b)	電気接点に含まれるカドミウム及びその化合物	8(b)-I を適用する	2021年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効	2024年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効
	8(b)-I	次の電気接点中のカドミウムおよびその化合物 ・サーキットブレーカー ・熱感知制御 ・密閉型を除くサーマルプロテクター ・直流250V以上で定格6A以上、または直流125Vで定格電流12A以上の直流スイッチ ・定格電力が交流18V以上で定格電流20A以上の交流スイッチ ・200Hz以上の電源を用いて使用されるスイッチ	2021年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効	—	—
	13(b)	フィルタガラス及び反射率標準ガラスに含まれるカドミウム及び鉛	13(b)-I, -II, -III を適用	2021年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効	2024年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効
	13(b)-I	「鉛」の欄参照	「鉛」の欄参照	—	—
	13(b)-II	本付属書の39項に該当する用途を除く、ストライキング(二次熱処理)光学フィルタガラスタイプ中のカドミウム	2021年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効	—	—
	13(b)-III	反射標準物質要のグレースに含まれる鉛及びカドミウム	2021年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効	—	—

物質	No.	除外される化学物質とその用途および上限量	範囲及び有効期限		
			①カテゴリ1～7、10 ・インターホン機器 (Cat. 3)	②カテゴリ8、9 (産業用・診断用以外) ・ナースコール機器 (Cat. 8) ・電気錠コントローラ (Cat. 9)	④カテゴリ11 ・ケーブル
カドミウム	21	ホウケイ酸ガラス、ソーダガラス等のガラスのエナメル印刷用インクに含まれる鉛およびカドミウム	21(a)～(c)を適用	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2024年7月21日まで)
	21(a)	フィルタリング機能のためにカラー印刷されたガラスの中、またはEEEのディスプレイや制御盤の照明用途の成分として使用されるカドミウム	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで) ただし、21(b)または39に該当する用途を除く 2021年7月21日まで	—	—
	21(b)	ホウケイ酸ソーダの石灰ガラスのエナメル加工に用いられる印刷インク中のカドミウム	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで) ただし、21(b)または39に該当する用途を除く	—	—
	21(c)	ホウケイ酸ガラス以外のエナメル加工に用いられる印刷インク中の鉛	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)	—	—
	30	音圧レベル400dB(A)以上の高出力スピーカ のトランスデューサのボイスコイルに直接取り付けられた導体との電氣的/機械的はんだ接続としてのカドミウム合金	期限切れ (有効期限: 2016年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2024年7月21日まで)
	38	アルミニウムを接合した酸化ベリリウム上の厚膜ペーストに含まれるカドミウムと酸化カドミウム	期限切れ (有効期限: 2016年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2024年7月21日まで)
	30	照明またはディスプレイに使用される色変換型II-VI族発光ダイオード(発光部分のカドミウム含有量が10μg/mm²未満)に含まれるカドミウム	すべてのカテゴリについて期限切れ (有効期限2018年11月20日まで)		
	39(a)	ディスプレイの照明用途で使用するダウンシフトカドミウムベースの半導体ナノ結晶量子ドット中のセレン化カドミウム(ディスプレイクリーニングエリアmm²あたり<0.2μgのカドミウム)	全てのカテゴリについて 期限切れ (有効期限2025年11月25日まで)		
	39(b)	ディスプレイ表示部用途での使用のカドミウムを主成分とする半導体ナノ結晶量子ドットのダウンシフトのセレン化カドミウムディスプレイや投影用途のLED半導体チップ上に直接堆積されたダウンシフト半導体ナノ結晶量子ドット中のカドミウム(LEDチップ表面1 mm ² あたり5 μ g Cd未満) デバイスあたりの最大量は1 mg	2027年12月31日まで		

物質	No.	除外される化学物質とその用途および上限量	範囲及び有効期限		
			①カテゴリ1～7、10 ・インターホン機器 (Cat. 3)	②カテゴリ8、9 (産業用・診断用以外) ・ナースコール機器 (Cat. 8) ・電気錠コントローラ (Cat. 9)	④カテゴリ11 ・ケーブル
鉛	5(a)	陰極線管(ブラウン管・CRT)のガラスに含まれる鉛	期限切れ (有効期限: 2016年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2024年7月21日まで)
	5(b)	蛍光管のガラスに含まれる0.2重量%を超えない鉛	2016年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2024年7月21日まで)
	6(a)	機械加工用の鋼材および亜鉛めっき鋼に含まれる、0.35重量%以下の鉛	6(a)-Iを適用	2026年12月11日まで	2026年12月11日まで
	6(a)-I	機械加工用途の鋼材中の合金元素として含まれる0.35重量%までの鉛とホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に含まれる0.2重量%までの鉛	2027年6月30日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	6(a)-II	バッチ溶融亜鉛メッキ鉄鋼品に含まれる0.2 wt%までの鉛	2027年6月30日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	6(b)	アルミニウム合金に含まれる0.4重量%以下の鉛	6(b)-I, -IIを適用	2027年6月11日まで	2027年6月11日まで
	6(b)-I	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる0.4重量%までの鉛	2026年12月11日まで	—	2027年6月30日まで
	6(b)-II	機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる0.4重量%までの鉛	2027年6月11日まで	—	2027年6月30日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効
	6(b)-III	鉛を含むアルミニウムスクラップのリサイクルに因る、合金成分としてアルミニウムに含まれる0.3wt%までの鉛	2027年6月30日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	6(c)	4重量%以下の鉛を含む銅合金	2027年6月30日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	7(a)	高融点はんた(85重量%以上の鉛を含む鉛ベース合金)に含まれる鉛	2027年6月30日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	7(a)-I	高融点タイプのはんだに含まれる鉛(つまり、重量比で85%以上の鉛を含む鉛ベースの合金)ダイまたは他のコンポーネントをダイと一緒に取り付けるための内部相互接続用。定常状態または過渡/インパルス電流が0.1A以上、またはブロッキング電圧が10Vを超える、またはダイのエッジサイズが0.3mm x 0.3mmを超える半導体アセンブリ用	2027年12月31日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	7(a)-II	電気および電子部品のダイアタッチの一体型(内部および外部)接続に使用される高融点タイプのはんだ(つまり、重量比で85%以上の鉛を含む鉛ベースの合金)に含まれる鉛で、以下の条件がすべて満たされている場合:- 硬化/焼結ダイアタッチ材の熱伝導率は>35W/(m*K)、- 硬化/焼結ダイアタッチ材の電気伝導率は>4.7MS/m、- 固相線融点は260°Cより高い	2027年12月31日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		

物質	No.	除外される化学物質とその用途および上限量	範囲及び有効期限		
			①カテゴリ1～7、10 ・インターホン機器 (Cat. 3)	②カテゴリ8、9 (産業用・診断用以外) ・ナースコール機器 (Cat. 8) ・電気錠コントローラ (Cat. 9)	④カテゴリ 11 ・ケーブル
鉛	7(a)-III	高融点タイプのはんだ（つまり、重量比で 85% 以上の鉛を含む鉛ベースの合金）に含まれる鉛部品を製造するための第 1 レベルのはんだ接合部（内部または一体型接続 - 内部と外部を意味する）に含まれる鉛。これにより、電子部品をサブアセンブリ（モジュール、サブ回路基板、基板、またはポイントツーポイントのはんだ付け）に二次はんだで取り付ける際に、第 1 レベルのはんだがリフローしない。このサブエントリには、ダイアタッチアプリケーションと気密封止は含まれません。	2027年12月31日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	7(a)-IV	高融点タイプのはんだ（つまり、重量比で 85% 以上の鉛を含む鉛ベースの合金）に含まれる鉛プリント回路基板またはリードフレームに部品を取り付けるための第 2 レベルのはんだ接合部: (1) セラミック ボール グリッド アレイ (BGA) を取り付けるためのはんだボール (2) 高温プラスチック オーバーモールド (> 220 ° C)	2027年12月31日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	7(a)-V	高融点タイプのはんだ（すなわち、重量比で85%以上の鉛を含む鉛ベースの合金）に含まれる鉛次の間の密閉シール材として: (1) セラミックパッケージまたはプラグと金属ケース、(2) コンポーネントの端子と内部サブパーツ	2027年12月31日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	7(a)-VI	赤外線加熱用白熱反射ランプ、高輝度放電ランプ、またはオープンランプのランプ部品間の電気的接続を確立するための高融点のはんだ（すなわち、重量比で85%以上の鉛を含む鉛基合金）に含まれる鉛	2027年12月31日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	7(a)-VII	ピーク動作温度が200℃を超えるオーディオトランスデューサー用高融点のはんだ（すなわち、重量比で85%以上の鉛を含む鉛系合金）に含まれる鉛	2027年12月31日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	7(b)	サーバー、ストレージ及びストレージレイシステム、スイッチング・シグナリング・伝送および通信用ネットワーク管理のためのネットワーク・インフラストラクチャー機器用のはんだに用いられる鉛	期限切れ (有効期限: 2016年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2024年7月21日まで)
	7(c)-I	ガラス・セラミック（コンデンサ中の誘電セラミックを除く）に鉛を含む電気・電子部品（圧電デバイスなど）またはガラス・セラミック母材化合物に鉛を含む電気・電子部品	2027年6月30日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	7(c)-II	定格電圧交流125V または直流250V 以上のコンデンサの誘電セラミックに含まれる鉛	2027年12月31日まで		

物質	No.	除外される化学物質とその用途および上限量	範囲及び有効期限		
			①カテゴリ1～7、10 ・インターホン機器 (Cat. 3)	②カテゴリ8、9 (産業用・診断用以外) ・ナースコール機器 (CAT. 8) ・電気錠コントローラ (Cat. 9)	④カテゴリ 11 ・ケーブル
鉛	7(c)-III	定格電圧がAC125VまたはDC250V未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	期限切れ(有効期限:2013年1月1日まで)	—	—
	7(c)-IV	集積回路、ディスクリット半導体の部品に使われるコンデンサ向けの、ジルコン酸チタン酸鉛 (PZT) をベースにした誘電セラミック材料中の鉛	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)		期限切れ (有効期限: 2024年7月21日まで)
	7(c)-V	次のいずれかの機能を果たすガラスまたはガラスマトリックス化合物に鉛を含む電気および電子部品: (1) 高電圧ダイオードのガラスビーズおよびウェーハのガラス層の保護および電気絶縁用 (2) セラミック、金属、ガラス部品間の気密封止用 (3) プロセスパラメータウインドウが 500 ° C 未満で粘度が 1013.3 dPas (「ガラス転移温度」) の状態で接着目的に使用する場合 (4) トリマーポテンショメータを除き、抵抗率が1オーム/平方から1メガオーム/平方までのインクなどの抵抗材料として使用するもの (5) マイクロチャネルプレート (MCP)、チャネル電子増倍管 (CEM)、抵抗ガラス製品 (RGP) 用の化学修飾ガラス表面用途	2027年12月31日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	7(c)-VI	次のいずれかの機能を果たすセラミックに鉛を含む電気・電子部品: 1) 圧電チタン酸ジルコン酸鉛 (PZT) セラミックス用途2) セラミックに正の温度係数 (PTC) を与えるため	2027年12月31日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		
	9(b)	冷暖房・空調装置・冷蔵庫 (HVACR) の冷媒コンプレッサに用いられるベアリングシール及びブッシュに含まれる鉛	[カテゴリ2～7、10] 期限切れ (有効期限: 2018年7月5日まで)	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2024年7月21日まで)
	9(b)-(I)	暖房、換気、空調、冷凍 (HVACR) 用途の規定電力入力が0.1kW以下の冷媒含有密閉スクロール圧縮機のベアリングシールおよびブッシュに含まれる鉛	[カテゴリ1] 期限切れ (有効期限: 2019年7月21日まで)	—	—
	11(a)	C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに用いられる鉛	[カテゴリ1～7、10]	期限切れ (有効期限:2010年9月24日まで)	
	11(b)	C-プレス・コンプライアント・ピン以外のコネクタシステムに用いられる鉛	[カテゴリ1～7、10]	期限切れ (有効期限:2013年1月1日まで)	
	12	熱伝導モジュール形Cリング向けコネクタ材料としての鉛	[カテゴリ1～7、10]	期限切れ (有効期限:2010年9月24日まで)	
	13(a)	光学用途の白色ガラスに含まれる鉛	2021年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		2024年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効
	13(b)	フィルタガラス及び反射率標準ガラスに含まれるカドミウム及び鉛(「カドミウム」の欄と重複)	13(b)-I、-II、-IIIを適用	2021年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効	2024年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効

物質	No.	除外される化学物質とその用途および上限量	範囲及び有効期限		
			①カテゴリ1～7、10 ・インターホン機器 (Cat. 3)	②カテゴリ8、9 (産業用・診断用以外) ・ナースコール機器 (CAT. 8) ・電気錠コントローラ (Cat. 9)	④カテゴリ 11 ・ケーブル
鉛	13(b)-I	イオン着色された光学フィルタガラスタイプ中の鉛	2021年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効	—	—
	13(b)-II	「カドミウム」の欄参照	「カドミウム」参照	—	—
	13(b)-III	「カドミウム」の欄参照	「カドミウム」参照	—	—
	14	マイクロプロセッサのピンおよびパッケージ間の接合用に用いる2種類超の元素で構成される、はんだに含まれる鉛で、その含有が80wt%超かつ85wt%未満のもの	期限切れ (有効期限: 2011年1月1日まで)	—	—
	15	ICフリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間の電気接続用はんだに含まれる鉛	15(a)を適用	2021年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効	2024年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効
	15(a)	次の基準を満たすICフリップチップパッケージの内部半導体ダイとキャリア間の確実な電気接続に用いられるはんだに含まれる鉛 ・半導体テクノロジー・ノードが90 nm 以上 ・任意の半導体テクノロジー・ノードで300mm ² 以上の単一ダイ ・300mm ² 以上のダイまたは300mm ² 以上のシリコンインターポーザーによる積層ダイパッケージ	2021年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効	—	—
	16	ケイ酸塩がコーティングされたバルブを有する直感白熱球の鉛	期限切れ (有効期限:2013年9月1日まで)		
	17	業務用複写機器に使用される高輝度放電(HID)ランプに発光物質として使用されるハロゲン化鉛	期限切れ (有効期限: 2016年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2024年7月21日まで)
	18(a)	SMS (BaSi2O5:Pb)等の蛍光体を含む、デジタル印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、軟化処理用の専用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比1%以下)	期限切れ (有効期限:2011年1月1日まで)		
	18(b)	BSP(BaSi2O5:Pb)などの蛍光体を含む日焼け用ランプとして用いられる放電ランプの蛍光剤パウダー(1 重量%以下の鉛を含む)の活性剤としての鉛	2021年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効	—	2024年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効
	18(b)-I	BSP(BaSi2O5:Pb)などの蛍光体を含む医療用光線療法機器として用いられる放電ランプの蛍光剤パウダー(1 重量%以下の鉛を含む)の活性剤としての鉛	カテゴリ5に適用 2021年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効	カテゴリ8に適用 期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)	—
	19	非常にコンパクトな省エネルギーランプ(ESL)中の、主要アマルガムとしての特定化学組成に含まれる PbBiSn-Hg(ビスマス・スズ・水銀)、PbInSn-Hg(鉛・インジウム・スズ・水銀)、及び補助アマルガムとしての PbSn-Hg(鉛・スズ・水銀)の鉛	期限切れ (有効期限: 2011年6月1日まで)		

物質	No.	除外される化学物質とその用途および上限量	範囲及び有効期限		
			①カテゴリ1～7、10 ・インターホン機器 (Cat. 3)	②カテゴリ8、9 (産業用・診断用以外) ・ナースコール機器 (Cat. 8) ・電気錠コントローラ (Cat. 9)	④カテゴリ 11 ・ケーブル
鉛	20	液晶ディスプレイ(LCD)に用いられる平面蛍光ランプ(フラット蛍光灯)の全面部及び後面部の基板を接着するために用いられるガラスの中の酸化鉛	期限切れ (有効期限: 2011年6月1日まで)		
	21	「カドミウム」の欄参照	「カドミウム」の欄参照		
	22	ピッチが0.65mm以下での微細ピッチコンポーネントの仕上げ処理が施された部位に含まれる鉛	使用不可 (有効期限: 2010年9月24日まで)		
	24	機械加工スルーホール式円盤状/平面アレイ状セラミック積層コンデンサのはんだ付けに用いるはんだに含まれる鉛	2021年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		2024年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効
	25	表面伝導型電子放出素子ディスプレイ (SED)の構造材、特にシールフリット及びフリットリングに用いられる酸化鉛	期限切れ (有効期限: 2016年7月20日まで)	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2024年7月21日まで)
	26	ブラックライトブルー (BLB) ランプのガラス筒に含まれる酸化鉛	期限切れ (有効期限:2011年6月1日まで)		
	27	高耐久力(125dB SPL以上の音響パワーレベルで数時間作動すると規定されている)スピーカーに使用されるトランスデューサ用はんだとして用いられる鉛合金	期限切れ (有効期限: 2010年9月24日まで)		
	29	欧州理事会指令69/493/EEC の付属書I (カテゴリ1,2,3,4) で定義されるクリスタルガラスに含まれる鉛	2021年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)	2024年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効
	31	水銀不使用の平面蛍光ランプ(液晶ディスプレイ、デザイン、工業用照明などに使用)のはんだに含まれる鉛	期限切れ (有効期限: 2016年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2024年7月21日まで)
	32	アルゴンクリプトンレーザー管のウィンドウアッセンブリ作製用シールフリットに含まれる酸化鉛	2021年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		期限切れ (有効期限: 2024年7月21日まで)
	33	パワートランスの100µm以下の銅細線をはんだ付けするためのはんだに含まれる鉛	期限切れ (有効期限: 2016年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2024年7月21日まで)
	34	サーメット型トリマーポテンショメーターの素子に含まれる鉛	2021年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効		2024年7月21日まで ※延長申請中のため期限に関わらず有効
	37	ホウ酸亜鉛ガラスを基材とする高圧ダイオードのめっき層に含まれる鉛	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)		期限切れ (有効期限: 2024年7月21日まで)
	41	電気電子構成部品のはんだおよび端子処理部分、並びに点火用モジュールおよびその他の電気電子的エンベジ/制御システムに用いるプリント配線基板の仕上げ処理部分中において、技術的理由から携帯式の燃焼機関(欧州議会および理事会指令97/68/ECのクラスSH:1,SH:2,SH:3)のクラシフィケーションまたはシリンダー上に直接、またはそれらの内部に取り付けられなければならないものに含まれる鉛	期限切れ (有効期限: 2022年3月31日まで)	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2022年3月31日まで)

物質	No.	除外される化学物質とその用途および上限量	範囲及び有効期限		
			①カテゴリ1～7、10 ・インターホン機器 (Cat. 3)	②カテゴリ8、9 (産業用・診断用以外) ・ナースコール機器 (Cat. 8) ・電気錠コントローラ (Cat. 9)	④カテゴリ11 ・ケーブル
鉛	42	業務用非道路機器で使用され、次の条件に合致するディーゼルおよびガス燃料で駆動する内燃エンジンのベアリングおよびブッシュ中の鉛 -エンジンの総排気量が15リットル以上の場合 -エンジンの総排気量が15リットル未満であり、スタートから全負荷までの時間が10秒未満で設計された、または、鉱業や建設、農業用など、通常過酷な屋外環境で使用・メンテナンスされる場合	—	—	カテゴリ11に適用 但し、6(c)に該当する用途を除く 2024年7月21日まで ※延長申請中のため 期限に関わらず有効
六価クロム	9	吸収型冷蔵庫の炭素鋼冷却システムの防食剤として、冷却液に0.75重量%以下の濃度で含まれる六価クロム	期限切れ (有効期限: 2020年3月5日まで)	期限切れ (有効期限: 2021年7月21日まで)	期限切れ (有効期限: 2024年7月21日まで)

2) 規則 (EC) No.1907/2006 (REACH 規則)

- ・化学物質の登録、評価、認可及び制限に係る欧州規則
- ・Candidate List 掲載物質：閾値 1,000ppm
- ・Annex XVII：制限物質群（105 物質群）。制限の状態の記述有り、該当分を下記に示す。

No.	物質名	制限の状態
1	ポリ塩化テルフェニル類 (PCTs) Polychlorinated terphenyls (PCTs) CAS No 61788-33-8	○ 物質及び含有率が 50mg/kg (0.05 重量%) を超える廃油を含む調剤、機器の上市及び使用不可。
6	アスベスト類 Asbestos fibres (a) クロシドライト Crocidolite CAS No 12001-28-4 (b) アモサイト Amosite CAS No 12172-73-5 (c) アンソフィライト Anthophyllite CAS No 77536-67-5 (d) アクチノライト Actinolite CAS No 77536-66-4 (e) トレモライト Tremolite CAS No 77536-68-6 (f) クリソタイル Chrysotile CAS No 12001-29-5 CAS No 132207-32-0	○ 繊維及び意図的に加えられたこれらの繊維を含有する製品の上市と使用不可。 ◎ 既存の電気分解設備のためのクロシドライト(point (f)) を含んだ隔膜の使用と上市を免除することがある。 ◎ 2005 年 1 月 1 日以前に既に設置または使用中のアスベスト繊維を含む成形品の使用はそれらが処分されるまで、または耐用年数に至るまで許可。
27	ニッケル及びその化合物 Nickel and its compounds CAS No 7440-02-0 EC No 231-111-4	○ ピアス穴を開けた人体に挿入される全てのポストアセンブリーには使用不可。 ○ 以下のような、直接かつ長時間にわたり皮膚と接触することが想定される製品においてニッケルの放出速度が0.5µg/cm ² /週を超える場合は使用不可。 ・イヤリング、ネックレス・アンクレット・指輪、ブレスレット、腕時計、衣服のジッパー・リベット・及び金属製マーク ニッケルでないコーティングが施されていてもニッケルの放出速度が0.5µg/cm ² /週を超える場合は使用不可。 ◎ ニッケル放出速度が 0.2µg/cm ² /週未満（移動限界）は許可。
42	短鎖塩素化パラフィン (C10-C13) Alkanes, C 10 -C 13 , chloro (shortchain chlorinated paraffins)(SCCPs) CAS No 85535-84-8 EC No 287-476-5	○ 以下の場合に物質として、または1%より高い濃度で他の物質もしくは調剤の成分として使用及び上市不可。 ・金属加工 ・皮革の加脂加工
43	アゾ色素及びアゾ染料 Azocolourants and Azodyes	○ 人の膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性のある織物製及び皮革製アーティクルには使用不可。 ・衣類、寝具、タオル、ヘアピース、かつら、帽子、おむつ、衛生用品、寝袋、履物、手袋、腕時計バンド、ストラップ、ハンドバック、財布、いすカバー、手提げかばん、首に掛ける財布 ・織物製または皮革製玩具、並びに織物製、または皮革、製衣類を含んだ玩具 ・最終消費者による使用が意図された糸及び織物 ○ 物質または調剤の成分として 0.1 重量%より濃い濃度では織物製品及び皮革製アーティクルを着色する目的の物質、調剤に使用不可。

3) 94/62/EC「包装・廃棄物指令」

- ・包装材及び包装材廃棄物についての欧州理事会指令
- ・対象物質：鉛、水銀、カドミウム、六価クロム
- ・閾値：4物質の総含有量が100ppm以下

4) 米国包装材重金属規制

- ・包装に使用する重金属の含有量を開始から4年目に100ppm以下にする規制
- ・アメリカ18州で導入

5) 化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）

- ・新規物質の製造又は輸入に関し、難分解性等の性状があるか否かの審査をする制度を設け、製造、輸入、使用等について規制
- ・第1種特定化学物質：製造・輸入・使用の制限及び届出、基準適合義務、表示義務
- ・第2種特定化学物質：製造・輸入・使用の届出、表時義務
- ・使用することができる用途

物質名	用途
PFOS 又はその塩	1) エッチング剤の製造 (圧電フィルタ又は無線機器が3MHz以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。)
	2) 半導体用のレジストの製造
	3) 業務用写真フィルムの製造

- ・技術上の基準に従わなければならない第1種特定化学物質が使用されている製品

物質名	製品
PFOS 又はその塩	1) エッチング剤 (圧電フィルタ又は無線機器が3MHz以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。)
	2) 半導体用のレジスト
	3) 業務用写真フィルム (※ 当分の間、業務用写真フィルム、及び消化器用消火薬剤及び泡消火薬剤とする)

6) モントリオール議定書

- ・オゾン層を破壊する特定物質の生産量と消費量を規制

7) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

- ・核原料物質、各燃料物質の平和利用目的、計画的利用の確保と、災害の防止、公共の安全
- ・各原料物質の使用の届出

8) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律

- ・特定物質の製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化に関する措置等を講じる

9) 米国/カリフォルニア州プロポジション65

- ・米国カリフォルニア州1986年安全飲料水および有害物質施行法（プロポジション65）
- ・発がん性物質および生殖毒性物質に対する警告表示や排出等を規定する特異な州法